



2021年7月

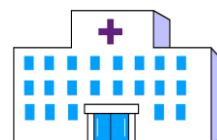
今回は「診療情報提供書（紹介状）」及び「医療連携（医務室との連携）」についてお知らせします。

【診療情報提供書（紹介状）】

病院（かかりつけ医）へ通院中で転勤（異動）のため、別の病院へ受診する際、診療情報提供書（紹介状）がないと受診できないと言われていたり、診療情報提供書（紹介状）がないことで診察に時間がかかったりしたことはありませんか？

診療情報提供書（紹介状）とは・・・

医師が他の医師あるいは病院（医療機関）へ患者を紹介する場合に発行する書類



診療情報提供書（紹介状）は形式上のものではなく、患者の病状や既往歴、検査結果等が記載されており、かかりつけ医と他の医師あるいは病院が連携を図る上で活用されます。

診療情報提供書（紹介状）があると・・・

診療情報提供書（紹介状）がないと・・・

受診がスムーズになり、問診や初診にかかる時間が短縮

問診や初診にかかる時間が長時間になる

検査の重複やそのためにかかる余分な検査費用等が防げる

重複して検査を行うことになり、検査費用等が余計にかかる

診療情報提供書（紹介状）

スムーズな検査・治療が受けられるよう診療情報提供書（紹介状）を持参しての受診をお願いします。

【医療連携（医務室との連携）】

対象者は自衛官、事務官、技官になります。

駐屯地医務室に通院中で当院へ受診が必要となった場合、医務室を通して当院へ連絡すると受診予約取得が可能です。

医務室等・病院間の受診調整（医務室連携）

医務室連携の流れ

⑤ 診療情報提供書
予約票
必要資料を渡し、
注意事項等を説明

① 医務室受診

患者



⑥ 予約受診

② 電話で相談
診療情報提供書 FAX

医務室

病院

④ 予約票（必要資料等）FAX



③ 医師と調整

⑦ 結果報告【診療情報提供書（返書）】

地域医療連携班
8-17-4273

《医務室連携による利点》

◎新規患者の場合は、**事務手続きが短縮**できます。

◎医師の判断により、**受診当日に必要な検査の予約**が可能となる場合があります。（受診回数の減少）

◎受診に必要な書類の準備、留意点（食事制限等）を案内することができ、**適切な状態で受診準備**ができます。